

職員の給与等の支給の基準

日本放送協会は、放送法第61条の規定に基づき、日本放送協会の職員の給与および退職金(以下「給与等」という。)の支給基準を、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

給与等の支給基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

職員の給与等は、各処遇区分等に必要とされる能力、職責および業績等に応じたものであること。また、勤務条件および生計費等も考慮すること。

職員の給与等は、公共放送の使命達成のために必要な人材を確保するうえで、競争力を考慮する一方で、協会の主たる財源が受信料であることをかんがみ、その総額も含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

(1) 一般職

基準賃金、基準外賃金、諸手当・日当を支給する。

賞与は、勤務成績に応じて6月および12月に支給することがある。

(ア) 基準賃金

基本給および世帯給により構成する。

a 基本給は、職能給および一般給により構成する。

(a) 職能給は、能力および業績に対応する給与とし、処遇区分(1～5等級)ごとに定めた職能基礎給と職能号俸給により構成する。

(b) 一般給は、年齢に対応する給与とし、4月1日現在の満年齢によって定める。ただし、処遇区分別に、一般給調整の加給を行う。

(c) 基本給は、4月1日に年次改定を行う。なお、55歳到達日以降は、基本給の年次改定は行わない。

b 世帯給は、基本額および子加算によって構成する。

(a) 基本額は、扶養家族のある者および扶養家族がなく配偶者のある者に支給する。

(b) 子加算は、扶養家族でかつ23歳未満の子がある者に支給する。

ただし、扶養家族の子に障害のある場合は、子の年齢にかかわらず支給し、別途加算を行う。

(イ) 基準外賃金

上司に命ぜられて、所定勤務時間外の勤務、休日の勤務、休日振替による勤務または深夜の勤務をした者に支給する。

(ウ) 諸手当・日当

a 地域間調整手当， b 住宅補助手当， c 単身赴任手当， d 育児休職社会保険手当， e 介護休職社会保険手当， f 寒冷地手当， g 特地手当， h クリエイティブ手当， 特定日当とする。

a 地域間調整手当

本部および横浜，千葉，さいたま，大阪，京都，神戸の各放送局に所属する者に支給する。

b 住宅補助手当

転勤者用住宅等に入居していない者に支給する。親元通勤者には、支給しない。

c 単身赴任手当

国内の転勤発令に伴い単身赴任する者（単身赴任者）に支給する。

d 育児休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、育児休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで（ただし、社会保険料本人負担分が免除される期間を除く。），支給する。

e 介護休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、介護休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで、支給する。

f 寒冷地手当

支給対象期間中（11月1日から翌年3月末日まで），北海道の各放送局に所属する者に対し，10月に支給する。

g 特地手当

五島，奄美，平良および石垣に勤務する者に対し，5月，8月，11月および2月に支給する。

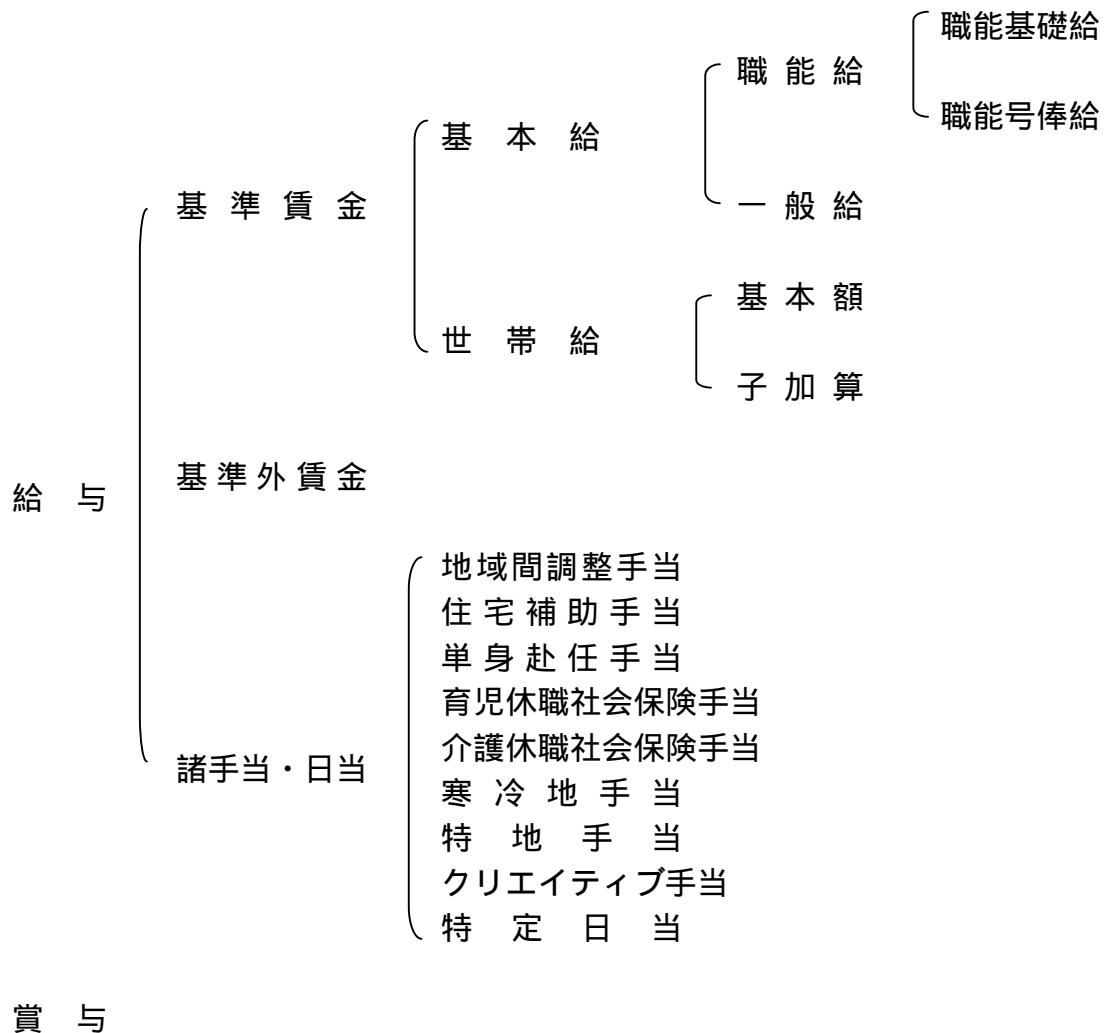
h クリエイティブ手当

職員の自己啓発や自己研鑽，専門能力の向上に向けた取り組みを促す目的で，一般職に対し，4月および10月に支給する。

i 特定日当

特定の業務に従事した都度，支給する。

(参考) 一般職(1等級～5等級)の給与体系



(2) 管理職

給与は、年俸制とし、処遇区分(D 1 ~ D 8 , 理事待遇)ごとに基本年俸を定め、月例と賞与時(6 月 , 12 月)に分けて支給する。

業績により賞与時に加算を行うことがある。

ア 理事待遇

年俸のほか、住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。

住宅補助手当、単身赴任手当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。

イ D 6 ~ D 8

年俸のほか、住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。

住宅補助手当、単身赴任手当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。

ウ D 1 ~ D 5

年俸のほか、ポスト長手当、職務手当、地域手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当を支給する。

ポスト長手当、職務手当、地域手当を除く手当・日当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。ただし、特定日当は、D 5 には支給しない。

(ア) ポスト長手当は、組織単位の長に支給する。

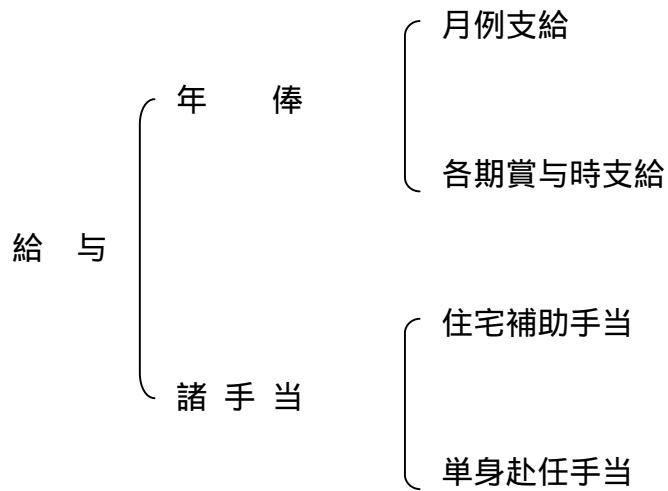
(イ) 職務手当は、定額とする。

(ウ) 地域手当は、本部および横浜、千葉、さいたま、大阪、京都、神戸の各放送局に所属する者に支給する。

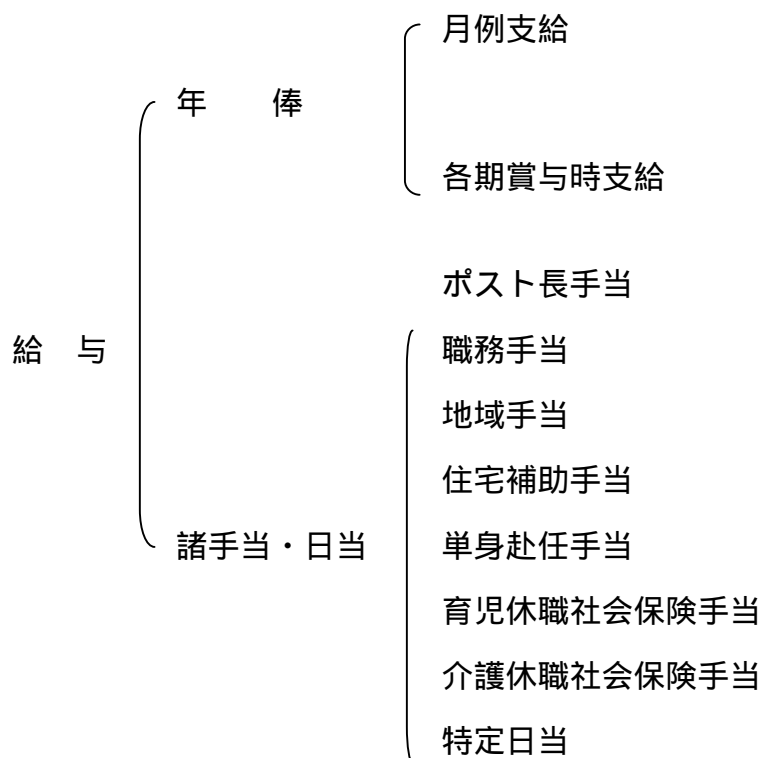
(エ) 扶養家族の子に障害のある場合は、「(1) 一般職」の「(ア) b 世帯給の(b) 子加算」のただし書きに定める別途加算額を支給する。

(参考) 管理職の給与体系

<理事待遇, D 6 ~ D 8>



<D 1 ~ D 5>



(3) 専任職

専任職(マスター級)には、基準賃金、専任職手当、諸手当・日当を支給する。

専任職(マスター級～マスター級)には、基準賃金、上位区分加算、諸手当・日当を支給する。

賞与は、業績に応じて6月および12月に支給することがある。

専任職(マスター級～マスター級)の給与は、年俸制とし、処遇区分ごとに基本年俸を定め、月例と賞与時(6月、12月)に分けて支給する。また、業績により賞与時に加算を行うことがある。

ア 専任職(マスター級)

(ア) 基準賃金

基本給および世帯給により構成する。

a 基本給は、職能給とする。職能給は、能力および業績に対応する給与とする。

b 基本給には、支給額区分を設け、改定は、考課に基づき4月1日に行う。ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。

c 世帯給の支給基準は、「(1)一般職」を適用する。

(イ) 専任職手当

基本手当および業務加算手当とする。

a 基本手当は、基本給の支給額区分に応じて支給する。

b 業務加算手当については、これを特定し、支給する。

(ウ) 諸手当・日当

地域間調整手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、寒冷地手当、特地手当、特定日当とする。

支給基準は、「(1)一般職」を適用する。

イ 専任職(マスター級～マスター級)

(ア) 基準賃金

職能給とする。

- a 職能給は、能力および業績に対応する給与とする。
- b 基準賃金には、支給額区分を設け、改定は、考課に基づき6月1日に行う。
ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。
- c 扶養家族の子に障害のある場合は、「(1)一般職」の「(ア) b世帯給の(b)子加算」のただし書きに定める別途加算額を支給する。

(イ) 上位区分加算

マスター級 上位、マスター級 上位、マスター級 上位の者に支給する。

(ウ) 諸手当・日当

職務手当、地域手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当とする。

支給基準は、「(2)管理職」の「ウ」を適用する。ただし、特定日当は、マスター級 には支給しない。

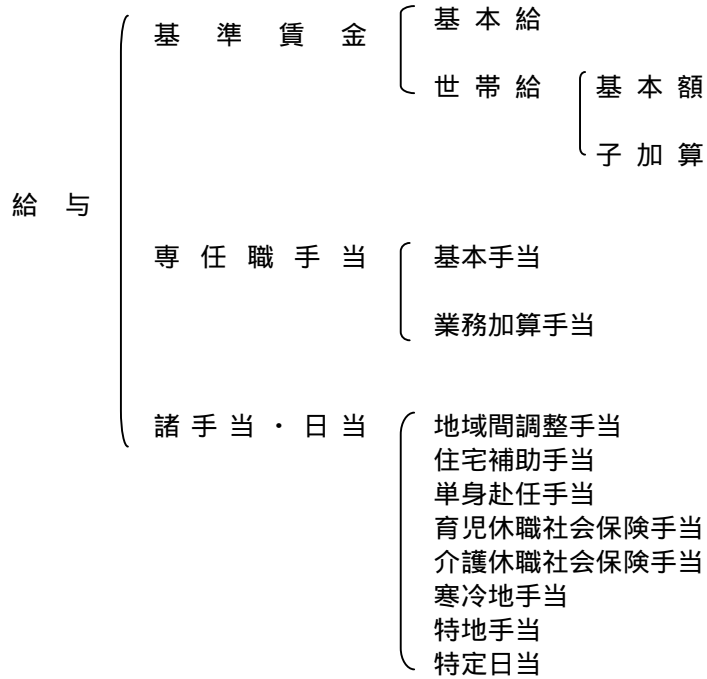
ウ 専任職(マスター級 ~ マスター級)

年俸のほか、住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。

住宅補助手当、単身赴任手当の支給基準は、「(1)一般職」を適用する。

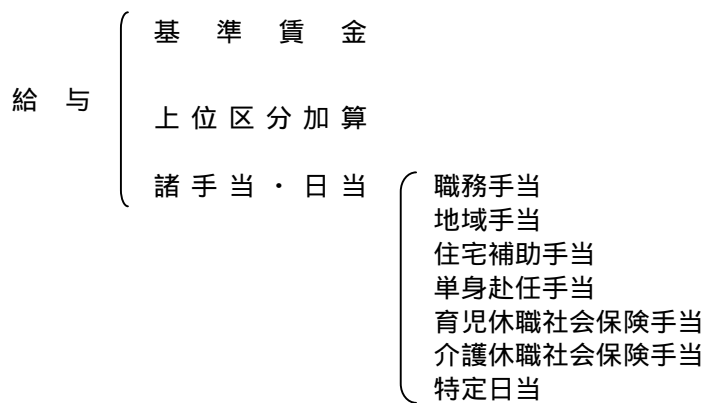
(参考) 専任職の給与体系

<専任職(マスター級)>

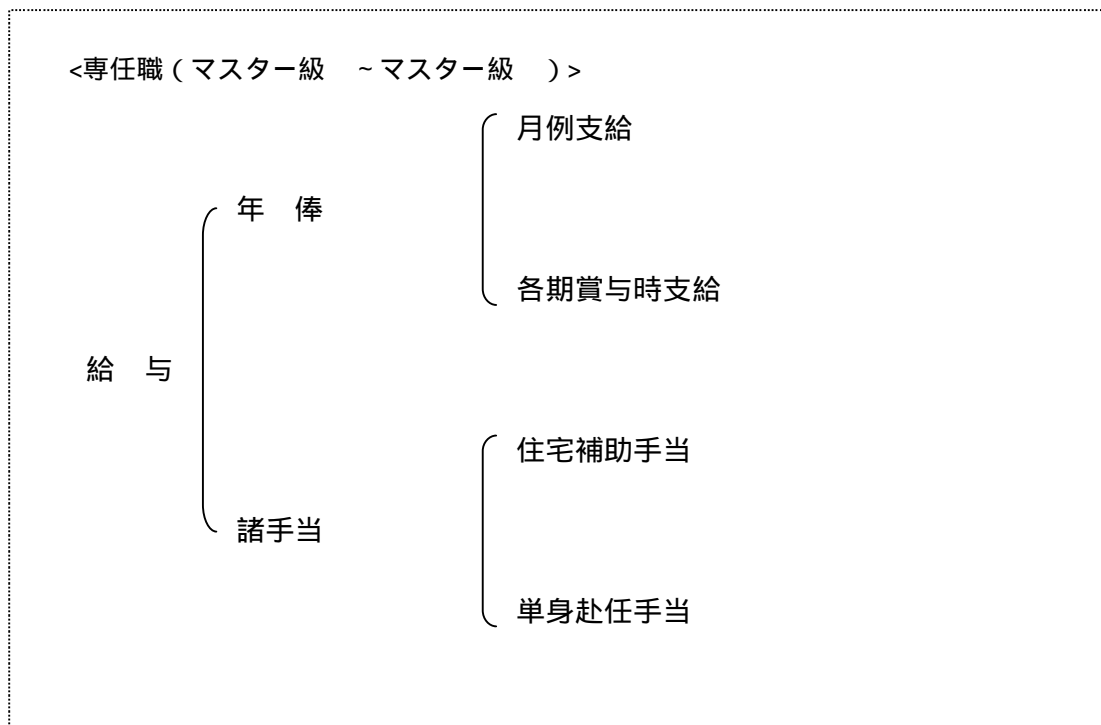


賞与

<専任職(マスター級 ~ マスター級)>



賞与



(4) 外国勤務職員

海外の局所に勤務する者（外国勤務職員）については，勤務地，家族状況等に
 応じて外国勤務手当を支給する。

なお，外国勤務職員に対しては，国内に勤務する者に支給する手当・日当（ク
 リエイティブ手当，職務手当を除く。）は支給しない。

(5) 期間雇用の契約職員

契約職員の給与については，契約のつど個別に定める。

(6) その他

海外での戦争等で在留邦人に退去勧告が出されている地域，または自然災害で
 避難勧告等が出されている地域で取材を行った場合，手当を支給することがある。

3 退職金

(1) 退職手当

(ア) 退職手当は，在籍満3年以上の職員が退職しまたは死亡したときに，支給す
 る。

(イ) 退職手当の額は，退職時または死亡時の処遇区分等に応じて定めた退職手当
 算定上の基準となる額（退職手当算定基礎額）に，在職期間に応じた退職手当

支給率を乗じて算出した額とする。

ただし、在職20年未満かつ50歳未満で本人の希望により退職したとき等は、一定の率を乗じて減額する。

(ウ) 54歳以降の早期退職者(死亡を除く。)には、退職時の年齢等に応じた加算を行う。また、57歳以降に退職し自立する者には、定額の加算を行うことがある。

(エ) 在職中特に功績顕著な者に対しては、特別退職手当を支給することがある。

(オ) 懲戒免職に該当する行為があつて解職されたときは、退職手当は、支給しない。

(2) 年金

(ア) 退職年金制度

a 在職期間、退職時の年齢に応じ、年金または脱退一時金を支給する。なお、掛金は、協会と職員の双方が拠出する。

(a) 退職年金

在職25年以上、または在職20年以上で退職時の年齢が50歳以上の者が退職したとき、支給する。支給期間は、60歳に達した月の翌月から本人の死亡の月までとする。

(b) 有期退職年金

在職20年未満で退職時の年齢が54歳以上、または在職20年以上25年未満で退職時の年齢が50歳未満の者が退職したとき、支給する。支給期間は5年から7年とする。

(c) 脱退一時金

(a)、(b)いずれの支給条件も満たさず、年金の受給資格を有しない者に支給する。

b 年金の月額および脱退一時金の額は、退職時の処遇区分等に応じて定めた算定上の基準となる額(年金基礎額)に在職期間等に応じたそれぞれの支給率を適用し、算出した額とする。ただし、退職年金の場合は、65歳に達する月まで(協会または関連団体等で再雇用されない期間を除く。)は、その1/2とする。

c 懲戒免職に該当する行為があつて解職されたときは、年金は、支給しない。また、年金受給中年金支給が適当でないとい認められた場合は、その後の年

金を支給しないことがある。

d 年金の運営に関して、少なくとも3年ごとに財政損益の利源分析を行ない、年金数理の基礎率、拠出率および給付率等の適正を図る。

(イ) 確定拠出年金制度

a 確定拠出年金法に基づき、加入者は協会の拠出する掛金を自己の責任において運用し、その結果に基づいた給付を受けるものとする。なお、給付の種類については、次のとおりとする。

(a) 老齢給付金

(b) 障害給付金

(c) 死亡一時金

(d) 脱退一時金

b 当該年金制度については、加入選択制を設ける。

(ウ) 制度の改廃

経済情勢の変動、社会保障制度の変更等を踏まえ、必要に応じて、制度の改廃を実施するものとする。

(3) 前払退職給与

確定拠出年金制度への加入を選択しない者については、確定拠出年金制度の掛金相当額を前払退職給与として支給する。

4 支給額表等の決定

会長は、この支給基準に基づき、支給項目ごとの支給額表等を定める。

(改正)

平成20年2月26日

平成22年4月1日

平成23年6月30日

以上

(参考) 職員の給与支給額表等

1 給与

(1) 一般職

(ア) 基準賃金

a 基本給

(a) 職能給

職能基礎給表，職能号俸給表は，次のとおりとする。

(職能基礎給表(月額))

1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
56,180円	68,740円	81,300円	94,090円	107,000円

(職能号俸給表(月額))

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	67,000円	90,670円	111,640円	121,710円	134,940円
2	67,970	92,100	113,110	123,200	136,540
3	68,930	93,520	114,560	124,670	138,120
4	69,880	94,940	116,000	126,140	139,700
5	70,830	96,350	117,440	127,610	141,270
6	71,770	97,760	118,870	129,070	142,840
7	72,700	99,160	120,300	130,520	144,410
8	73,630	100,550	121,730	131,970	145,960
9	74,560	101,940	123,160	133,420	147,510
10	75,490	103,330	124,590	134,870	149,060
11	76,410	104,720	126,010	136,310	150,610
12	77,320	106,110	127,420	137,740	152,150
13	78,230	107,490	128,830	139,170	153,690
14	79,130	108,860	130,240	140,600	155,220
15	80,030	110,230	131,640	142,020	156,750
16	80,930	111,590	133,030	143,430	158,270
17	81,820	112,950	134,420	144,840	159,790
18	82,710	114,310	135,810	146,250	161,300
19	83,590	115,660	137,190	147,650	162,810

20	84,470	117,010	138,570	149,050	164,320
21	85,340	118,360	139,940	150,440	165,820
22	86,210	119,690	141,310	151,830	167,310
23	87,080	121,020	142,670	153,220	168,800
24	87,940	122,350	144,030	154,610	170,290
25	88,790	123,670	145,380	155,980	171,770
26	89,640	124,990	146,730	157,350	173,250
27	90,490	126,310	148,080	158,720	174,720
28	91,330	127,620	149,420	160,080	176,190
29	92,160	128,930	150,760	161,440	177,660
30	92,990	130,230	152,100	162,790	179,130
31	93,810	131,530	153,430	164,140	180,580
32	94,630	132,820	154,750	165,490	182,030
33	95,450	134,110	156,060	166,830	183,480
34	96,270	135,400	157,370	168,160	184,930
35	97,080	136,680	158,680	169,490	186,370
36	97,880	137,950	159,990	170,810	187,800
37	98,680	139,220	161,300	172,130	189,230
38	99,470	140,490	162,590	173,450	190,660
39	100,250	141,750	163,870	174,760	192,070
40	101,030	143,010	165,140	176,070	193,480
41			166,410	177,380	194,890
42			167,680	178,690	196,300
43			168,940	179,990	197,700
44			170,190	181,280	199,090
45			171,440	182,570	200,480
46				183,860	201,870
47				185,140	203,250
48				186,420	204,630
49				187,690	206,000

(b) 一般給

一般給表，一般給調整表は，次のとおりとする。

(一般給表 (月額))

4 月 1 日 現在満年齢	金 額	4 月 1 日 現在満年齢	金 額	4 月 1 日 現在満年齢	金 額
18歳以下	23,310円	29	65,700円	40	89,180円

19歳	29,500	30	68,900	41	90,100
20	35,700	31	72,390	42	91,010
21	41,910	32	75,720	43	91,880
22	48,130	33	78,440	44	92,730
23	49,410	34	80,910	45	93,570
24	50,760	35	82,690	46	94,020
25	53,620	36	84,040	47	94,470
26	56,500	37	85,360	48	94,910
27	59,480	38	86,670	49	95,340
28	62,520	39	87,940	50歳以上	95,720

(一般給調整表(月額))

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	18,460円	13,460円	8,460円	3,460円	0円
2	19,710	14,710	9,710	4,710	0
3	20,970	15,970	10,970	5,970	970
4	22,230	17,230	12,230	7,230	2,230
5	23,710	18,710	13,710	8,710	3,710
6	25,680	20,680	15,680	10,680	5,680
7	28,110	23,110	18,110	13,110	8,110
8	31,020	26,020	21,020	16,020	11,020
9	34,390	29,390	24,390	19,390	14,390
10	38,180	33,180	28,180	23,180	18,180
11	41,940	36,940	31,940	26,940	21,940
12	45,470	40,470	35,470	30,470	25,470
13	48,470	43,470	38,470	33,470	28,470
14	50,900	45,900	40,900	35,900	30,900
15	52,780	47,780	42,780	37,780	32,780
16	54,600	49,600	44,600	39,600	34,600
17	56,330	51,330	46,330	41,330	36,330
18	58,060	53,060	48,060	43,060	38,060
19	59,700	54,700	49,700	44,700	39,700
20	61,270	56,270	51,270	46,270	41,270

21	62,840	57,840	52,840	47,840	42,840
22	64,350	59,350	54,350	49,350	44,350
23	65,840	60,840	55,840	50,840	45,840
24	67,330	62,330	57,330	52,330	47,330
25	68,740	63,740	58,740	53,740	48,740
26	70,000	65,000	60,000	55,000	50,000
27	71,180	66,180	61,180	56,180	51,180
28	72,360	67,360	62,360	57,360	52,360
29	73,530	68,530	63,530	58,530	53,530
30	74,640	69,640	64,640	59,640	54,640
31	75,740	70,740	65,740	60,740	55,740
32	76,840	71,840	66,840	61,840	56,840

(55歳到達後最初の4月1日に、一般給に3,000円の調整加給を行う。)

なお、57歳到達日以降の基本給は、基本給から17,500円を控除した額に0.8を乗じた後17,500円を加算した額とする。

b 世帯給

(a) 基本額

支 給 区 分		支給月額
A	扶養家族3人以上の者	37,500円
B	扶養家族2人の者	32,500円
C	扶養家族1人の者	27,500円

ただし、扶養家族がなく配偶者のある者については、5,000円とする。

(b) 子加算

支 給 区 分		支給月額
扶養家族でかつ23歳未満の子が2人以上の者		17,500円
扶養家族でかつ23歳未満の子が1人の者		9,500円

ただし、扶養家族の子に障害のある場合、子の年齢にかかわらず支給する。支給額は、上表に次の額を加算した額とする。

区 分	加 算 月 額	
重 度	1人につき	17,500円
その他	1人につき	9,500円

(イ) 基準外賃金

a 時間外手当

所定の勤務時間外に勤務したときには、単位時間割基準賃金の3割増の額を支給する。

b 休日手当

休日に勤務したときには、単位時間割基準賃金の4割増の額を支給する。

c 休日振替手当

休日振替により勤務したときには、その所定勤務時間分に対し、単位時間割基準賃金の4割額を支給する。

d 深夜手当

午後10時から翌日の午前6時までの間に勤務したときには、単位時間割基準賃金の5割額を支給する。

なお、1か月60時間をこえる法定時間外の勤務に対しては、単位時間割基準賃金の2割額を、時間外手当および休日手当に加えて支給する。

(ウ) 諸手当・日当

a 地域間調整手当

次の支給対象局に所属する者に支給する。

支 給 区 分			支給月額
A	本部および横浜，千葉，さいたまの各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	9,000円
		扶養家族のない者	4,500円
B	大阪，京都，神戸の各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	3,000円
		扶養家族のない者	1,500円

b 住宅補助手当

転勤者用住宅等に入居していない者に支給する。親元通勤者には、支給しない。

支 給 区 分			支給月額
A	本部および横浜，千葉，さいたまの各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	50,000円
		扶養家族のない者	25,000円

B	大阪, 京都, 神戸の各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	30,000円
		扶養家族のない者	15,000円
C	上記以外の放送局に所属する職員	扶養家族のある者	20,000円
		扶養家族のない者	10,000円

c 単身赴任手当

単身赴任手当Aおよび単身赴任手当Bとする。

(a) 単身赴任手当A

単身赴任者に対し, 毎月33,000円を支給する。なお, 転勤者用住宅等への入居資格がある単身赴任者が, 転勤者用住宅に入居しない場合は, 毎月15,000円を加算する。

(b) 単身赴任手当B

単身赴任者に対し, 新勤務地と配偶者の居住地の最寄り局間を路程とする往復交通費相当額に2,000円を加算した額を毎月支給する。

d 育児休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし, 育児休職する者に対し, 休職開始の翌月から復職当月まで(ただし, 社会保険料本人負担分が免除される期間を除く。), 毎月支給する。

e 介護休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし, 介護休職する者に対し, 休職開始の翌月から復職当月まで, 毎月支給する。

f 寒冷地手当

支給対象期間中(11月1日から翌年3月末日まで), 次の支給対象局に所属する者に対し, 10月に支給する。

区分	支給対象局	1月あたり支給額	
		有扶養家族者	その他
A	旭川, 帯広, 釧路, 北見	26,820円	13,420円
B	札幌	23,200円	11,600円
C	函館, 室蘭	21,860円	10,960円

g 特地手当

五島, 奄美, 平良および石垣に勤務する者に対し, 5月, 8月, 11月および2月に支給する。

支給区分	支給額
有扶養家族者	33,500円
その他	22,750円

h クリエイティブ手当

職員の自己啓発や自己研鑽，専門能力の向上に向けた取り組みを促す目的で，一般職に対し，4月および10月に，各42,000円を支給する。

i 特定日当

次の支給条件に該当するとき，支給する。支給額は別紙のとおりとする。

(a) 休日業務日当

休日に勤務した場合，支給する。

(b) 早朝出勤日当

午前7時以前に始まる勤務のために出勤した場合，支給する。

(c) 徹宵勤務日当

午前0時から午前5時まで連続して勤務した場合，支給する。

(d) 緊急呼出日当

緊急の呼び出しを受けて，ただちに出勤した場合，支給する。

(e) 深夜所定日当

勤務開始時間が0時から4時の間である勤務が連続して設定された場合，支給する。

(f) 特殊業務日当

水中や海上での作業，航空機での業務，海拔2,500メートル以上の高地での作業，鉄塔や高圧等危険な場所での作業を行なった場合，支給する。

(2) 管理職

ア 理事待遇

(ア) 基本年俸

1,729万円とする。

(イ) 諸手当

住宅補助手当，単身赴任手当を支給する。支給額および支給条件は，「(1) 一般職」を適用する。

ただし，単身赴任手当Aの支給額は，40,000円とする。

イ D6～D8

(ア) 基本年俸

1,432万円～1,586万円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(イ) 諸手当

住宅補助手当，単身赴任手当を支給する。支給額および支給条件は、「(1)一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。

ウ D1～D5

(ア) 基本年俸

1,015万円～1,314万円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(イ) ポスト長手当

支給対象	支給月額
組織単位の長	D5 30,000円
	D1～D4 20,000円

(ウ) 職務手当

月額60,000円とする。

(エ) 地域手当

次の支給対象局に所属する者に支給する。

支給区分		支給月額
A	本部および横浜，千葉，さいたまの各放送局に所属する職員	12,000円
B	大阪，京都，神戸の各放送局に所属する職員	4,000円

(オ) ポスト長手当，職務手当および地域手当のほか，住宅補助手当，単身赴任手当，育児休職社会保険手当，介護休職社会保険手当，特定日当を支給する。支給額および支給条件は、「(1)一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。また、特定日当は、D5には支給しない。

(カ) 扶養家族の子に障害のある場合は、「(1)一般職」の「(ア)b世帯給の(b)子加算」のただし書きに定める加算額を支給する。

(3) 専任職

ア 専任職 (マスター級)

(ア) 基準賃金

a 基本給

月額410,000円～510,000円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

b 世帯給

支給額および支給条件は、「(1) 一般職」を適用する。

(イ) 専任職手当

月額115,500円～139,600円とする。ただし、57歳到達日以降は、95,900円～115,180円とする。

(ウ) 諸手当・日当

地域間調整手当，住宅補助手当，単身赴任手当，育児休職社会保険手当，介護休職社会保険手当，寒冷地手当，特地手当，特定日当を支給する。支給額および支給条件は、「(1) 一般職」を適用する。

イ 専任職 (マスター級 ～ マスター級)

(ア) 基準賃金

月額625,000円～950,000円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

扶養家族の子に障害のある場合は、「(1) 一般職」の「(ア) b 世帯給の (b) 子加算」のただし書きに定める加算額を支給する。

(イ) 上位区分加算

月額10,000円～30,000円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(ウ) 諸手当・日当

職務手当，地域手当，住宅補助手当，単身赴任手当，育児休職社会保険手当，介護休職社会保険手当，特定日当を支給する。支給額および支給条件は、「(2) 管理職」の「ウ」を適用する。ただし、特定日当は、マスター級 には支給しない。

ウ 専任職（マスター級 ～マスター級 ）

（ア）基本年俸

1,432万円～1,729万円とする。ただし、マスター級 ～マスター級 については、57歳到達日以降は、8割額とする。

（イ）諸手当

住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。支給額および支給条件は、「（1）一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。

（4）外国勤務職員

外国勤務職員に対しては、外国勤務期間中、外国勤務手当として次の手当を支給する。

なお、外国勤務職員に対しては、国内に勤務する者に支給する手当・日当（クリエイティブ手当、職務手当を除く。）は、支給しない。

また、基準外賃金、および専任職手当については、これを特定する。

（ア）基本手当

本邦と勤務地の物価格差および為替の変動等を考慮した給与の調整として、地域別、処遇区分別に、毎月支給する。

（イ）帯同家族手当

帯同扶養家族数に応じて、毎月支給する。管理職および専任職（マスター級以上）の支給額は、35,000円～100,000円、専任職（マスター級）の支給額は、基本給から10,000円を控除した額に0.08～0.32を乗じた額、一般職の支給額は、基本給から17,500円を控除した額に0.08～0.32を乗じた額とする。

（ウ）国内家族手当

国内に残留する家族の人数に応じて、毎月100,000円～150,000円を支給する。なお、扶養家族全員が国内に残留する場合は、住宅補助手当相当額を支給する。

（エ）教育手当

勤務地に帯同している子女が在学している場合、1人につき毎月70,000円を支給する。ただし、扶養家族でかつ23歳未満の子女に限る。

（オ）職務手当

支局長事務代理,支局長事務代理に相当する専任職(マスター級),一般職駐在記者に,毎月30,000円を支給する。

(カ) ハードシップ手当

気候・風土等の地理的条件,治安・衛生・食糧調達等の生活環境等について困難度の高い地域に勤務する者に,毎月30,000円~60,000円を支給する。

2 退職金

(1) 退職手当

(ア) 支給額

退職手当の額は,退職時または死亡時の退職手当算定基礎額に,在職期間に応じた退職手当支給率(0.00~40.25)を乗じて算出した額とする。

$$\left[\text{退職手当支給額} = \text{退職手当算定基礎額} * \text{退職手当支給率} \right]$$

ただし,在職20年未満かつ50歳未満で本人の希望により退職したとき等は,上記の(70/100)相当額とする。

(イ) 退職手当算定基礎額

一般職の退職手当算定基礎額は,退職時または死亡時の基本給から17,500円を控除した額に,退職手当算定基礎率(平成23年度は1.000)を乗じて算出した額とする。

管理職,専任職の退職手当算定基礎額は,390,000円を基本とし,各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は,320,000円とする。

(ウ) 加算

a 早期退職加算

54歳到達日から56歳満了日までの間に退職する場合は,別途定める早期退職加算算定上の退職時基準賃金に,加算月数18.0か月(退職時年齢54歳0か月の加算月数を18.0か月とし,以下1か月を経過するごとに0.5か月を減じ,退職時年齢56歳11か月の加算月数を0.5か月とする。)を乗じた額を退職手当に加算して支給する。

b 自立支援加算

57歳到達日以降に定年により退職し自立する場合は,180万円を退職手当

に加算して支給する。ただし、管理職のD 6以上および専任職のマスター級以上には、支給しない。

(2) 年金

(ア) 退職年金制度の支給額

労使双方の拠出に基づく支給額等は、以下のとおりとする。

a 退職年金

退職年金の月額は、退職時の年金基礎額の(30/100)(在職期間が30年以上を(30/100)とし、以下30年に満たないときは、1年につき(1.2/100)を減じ、在職20年を(18/100)とする)に相当する額の8割とする。

$$\left[\text{退職年金月額の上限(労使双方拠出)} = \text{退職時の年金基礎額} \times 30/100 \times 0.8 \right]$$

ただし、65歳に達する月まで(協会または関連団体等で再雇用されない期間を除く。)は、上記の1/2とする。

b 有期退職年金

有期退職年金の月額は、退職時の年金基礎額に在職期間に応じて定めた支給率(0.150~0.375)を乗じて算出した額の6割とし、在職期間に応じて5年から7年、支給する。

c 脱退一時金

脱退一時金の額は、退職時の年金基礎額に加入期間等に応じて定めた支給率(自己都合等の場合0.5328~9.7365、死亡等の場合0.6340~11.8785)を乗じて算出した額とする。

(イ) 確定拠出年金制度

a 掛金の額

各加入者へ拠出する毎月の掛金の額は、年金基礎額に(5.92/100)を乗じて算出した額とする。

b 支給期間

5年、10年、15年、20年、終身の中から本人が選択する。ただし、終身については、生命保険商品を選択した場合とする。

(ウ) 前払退職給与

- a 支給額
確定拠出年金制度の掛金相当額とする。
- b 支給時期
6月および12月に支給するものとする。

(エ) 年金基礎額

- a 一般職
92,540円～262,910円とし、この他、年齢に応じた加算を行う。加算の上限は、73,850円とする。
- b 管理職、専任職
291,180円を基本とし、各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は、236,820円とする。

(別紙)

特定日当

種 類		支 給 額		
		支給単位		
特 定 日 当	休日業務日当		1 日	D 1 ~ D 4 , 専任職 (マスタ級・)
	早朝出勤日当	2,000 円		1,500 円
	徹宵勤務日当	2,300 円		1,900 円
	緊急呼出日当	3,500 円		2,900 円
	深夜所定日当	連続する 2 日目以降 1 回	1,500 円	1,300 円
	特殊業務日当	1 日	2,800 円	

モデル給与（平成 23 年度）

（大卒モデル年収）

年 収	3 5 歳	733 万円
	3 0 歳	591 万円